

サノフィ健康保険組合 特定健康審査等実施計画

令和3年6月改訂

【特定健康診査等の実施方法】

1.実施場所

特定健診は、原則、被保険者については事業者が事業所内での集団健診、または委託する健診業者が指定する医療機関で行う。
被扶養者、任意継続者の特定健診については、当健保組合が健診業務を代行委託する健診業者が指定する医療機関で行う。
特定保健指導は、被保険者、被扶養者ともに健保組合が委託する医療機関、保健指導業者及び対象者が指定する場所で行う。

2.実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編 第2章に記載されている健診項目とする。

3.実施時期

実施時期は、通年とする。

4. 委託の有無

ア) 特定健診

被保険者については、事業主が行う定期健康診断の中で実施される。被扶養者および任意継続者については、当健保組合が健診業務を代行委託している（株）イーウェルの提携ネットワークにある全国の健診期間での受診が可能となるよう措置する。

イ) 特定保健指導

被保険者・被扶養者については何時どこでも保健指導を受けやすい環境を整えるため、WEB 面談を積極的に活用し、幅広い日程の中から受診が可能となるよう措置する。

5.受診方法

被保険者については、事業主が行う労働安全衛生法第66 条に基づく定期健康診断と併せて実施する。

被扶養者については、居住地が全国に分散しているため、委託先と契約し、全国約 1,700の医療機関や健診機関で実施する。

6周知・案内方法

被保険者へは各事業主から、被扶養者へは健保より郵送で周知・案内を実施。また、当健保組合機関紙やホームページにも掲載する。

サノフィ健康保険組合 特定健康審査等実施計画

令和3年6月改訂

【特定健康診査等の実施方法】

7. 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。
また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に原則、電子データで受領するものとする。
なお、保管年数は5年とする。

8. 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、対象期間内の年齢が対象期間内の年齢が40歳から75歳未満の歳未満のものを特定健診を特定健診結果において「情報提供レベル」「動機づけ支情報提供レベル」「積極的支援レベル」に階層化し選出する。

【個人情報の保護】

当健保組合は、サノフィ健康保険組合健康保険組合「個人情報保護管理規程規程」を遵守する。
当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合当組合職員に限る。
外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

【特定健康診査等実施計画の公表・周知】

本計画の周知は、当健保組合のウェブサイトに掲載することで行う。

【特定健康診査等実施計画の評価及び見直し】

当計画については、平成32年度年度末に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

サノフィ健康保険組合 特定健康審査等実施計画

令和3年6月改訂

【その他】

当健保組合に所属する者については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。

1. 平成29年4月作成
2. 平成30年4月改訂
3. 令和元年6月改訂
4. 令和2年6月改訂
5. 令和3年6月改訂

サノフィ健康保険組合 特定健康審査等実施計画

令和3年6月改訂

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	2,950 / 3,400 = 86.8 %	3,000 / 3,400 = 88.2 %	3,050 / 3,400 = 89.7 %	2,810 / 3,150 = 89.2 %	2,823 / 3,150 = 89.6 %	2,850 / 3,150 = 90.5 %
		被保険者	2,300 / 2,300 = 100.0 %	2,300 / 2,300 = 100.0 %	2,300 / 2,300 = 100.0 %	2,150 / 2,200 = 97.7 %	2,160 / 2,200 = 98.2 %	2,170 / 2,200 = 98.6 %
		被扶養者 ※3	650 / 1,100 = 59.1 %	700 / 1,100 = 63.6 %	750 / 1,100 = 68.2 %	660 / 950 = 69.5 %	670 / 950 = 70.5 %	680 / 950 = 71.6 %
	実績値 ※1	全体	2,743 / 3,102 = 88.4 %	2,743 / 3,088 = 88.8 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	2,076 / 2,144 = 96.8 %	2,082 / 2,137 = 97.4 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	667 / 958 = 69.6 %	661 / 951 = 69.5 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	100 / 500 = 20.0 %	110 / 490 = 22.4 %	120 / 480 = 25.0 %	130 / 470 = 27.7 %	140 / 460 = 30.4 %	150 / 450 = 33.3 %
		動機付け支援	50 / 225 = 22.2 %	55 / 220 = 25.0 %	60 / 215 = 27.9 %	65 / 210 = 31.0 %	70 / 205 = 34.1 %	75 / 200 = 37.5 %
		積極的支援	50 / 275 = 18.2 %	55 / 270 = 20.4 %	60 / 265 = 22.6 %	65 / 260 = 25.0 %	70 / 255 = 27.5 %	75 / 250 = 30.0 %
	実績値 ※2	全体	87 / 483 = 18.0 %	80 / 489 = 16.4 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	34 / 222 = 15.3 %	30 / 218 = 13.8 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	54 / 261 = 20.7 %	56 / 271 = 20.7 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。